

🔦 **くらしの知識** マッチングサービス関連の怪しい誘いに注意

【事例1】 マッチングサイトで知り合った女性とSNS上でやり取りをしていたが、有料サイトに誘導された。やがて、個人情報と交換しようという話になり、それには有料のポイントが必要と言われ2万円分購入した。

【事例2】 マッチングアプリで知り合った男性に「少額ずつだけど儲かる。元金分は絶対に損しない」と、100万円ほどの馬券自動投票ツールの購入契約を勧められた。消費者金融に借金し、購入したが、結局、損ばかりしている。

有料サイトへ誘導され高額なポイント代金を支払うよう仕向けられた、競馬ツールのほか、投資、オンラインカジノの広告、自己啓発セミナーや情報商材などによる儲け話から、高額な商品などを契約させられたケースがあります。

トラブルになった場合、解約や返金を求めようにも相手との連絡が途絶えた、氏名や住所、電話番号などが分からないことから、解決が非常に困難になる場合があります。

【消費者へのアドバイス】

- ① マッチングサービスで知り合った人から、金銭の支払いを伴うような誘い、商品・サービスなどの勧誘をされた時は、慎重な判断が必要です。少しでも怪しいと思うような勧誘は断りましょう。
- ② 借金をするように促された場合は、きっぱりと断りましょう。
- ③ 契約時の状況や契約内容によっては、クーリング・オフや解約できるケースがあります。
- ④ 困ったときは、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問八潮市消費生活センター（受付は商工観光課） ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

相手の財産を知る方法について

事例 離婚をした際に公正証書で取り決めた養育費を相手が何カ月も支払ってくれません。しかも、相手が転職してしまい、勤め先だけでなく、お給料が振り込まれる預金口座も変わってしまいました。

回答 最終的には、養育費の支払いを滞納していることから、債権者である質問者が、債務者である相手の財産を差押さえることになるでしょう。

しかし、例えば預金口座を差押さえる場合には、少なくとも相手名義の預金口座のある金融機関名と支店名が必要となります。そこで、相手の財産を把握するために、「財産開示手続」や「第三者からの情報取得制度」という方法が有効だと思います。

まず、前者は、債務者が開示義務者として、事前に財産目録を裁判所に提出した上で、指定された財産開示期日に裁判所に出頭して自身の財産状況を開示する手続です。昨年の法改正により、公正証書に定められた養育費についても利用できるようになりました。

なお、同じく昨年の法改正により、正当な理由なく期日に出頭しない場合や虚偽の陳述をした場合には、告訴をすることで刑事罰が科されるようになりました。

次に、後者は裁判所が金融機関や官公庁といった第三者に対し照会をすることで、債務者の預金口座（支店名・口座番号・預金額）・所有不動産・勤務先に関する情報を債権者が取得できるというものです。

これらの手続は、基本的に相手である債務者の現在の住所地を管轄する地方裁判所に申立てをすることになりますから、相手が転居しており転居先が不明である場合には、弁護士に相談するとよいでしょう。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 西原将明（弁護士）

4月各種無料相談

★相談日が祝日の場合はお休みです（⑯を除く）。
※来庁（館・所）による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

①法律相談 問秘書広報課 ☎0373
法律上の諸問題についての相談（弁護士が対応）
☎2日前の水曜日午前9時から電話予約

☎毎週金曜日 午後1時20分～4時
場市民相談室
定8人（電話による事前予約制）

②税理士相談 問秘書広報課 ☎0373
相続税など税金全般についての相談
※2週間前の月曜日午前9時から電話予約

☎4月5日（月） 午後1時～4時
場市民相談室
定6人（電話による事前予約制）

③不動産相談 問秘書広報課 ☎0373
マンションおよび不動産取引全般についての相談（宅地建物取引士が対応）

☎4月12日（月） 午後1時～4時
4月26日（月） 午前9時～正午
場市民相談室

④くらしの相談 問秘書広報課 ☎0373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談（行政相談委員が対応）

☎4月14日（水） 午後1時30分～3時30分
場市民相談室

⑤行政書士相談 問秘書広報課 ☎0373
官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談

☎4月19日（月） 午後1時～4時
場市民相談室

⑥司法書士相談 問秘書広報課 ☎0373
土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談
※2週間前の木曜日午前9時から電話予約

☎4月15日（水） 午後1時～4時
場市民相談室
定6人（電話による事前予約制）

⑦DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
DV被害（配偶者からの暴力）について電話・面談による相談（女性相談員が対応）

☎毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
※面談の場合は要予約
☎996-3955（DV相談支援室専用電話）

⑧女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談（女性相談員が対応）

☎毎週火～木曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場駅前出張所内相談室
定5人（電話による事前予約制）

⑨人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
プライバシーの侵害など基本的人権についての相談（人権擁護委員が対応）

☎4月8日（水） 午後1時～4時
場市民相談室

⑩心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談（心配ごと相談員が対応）

☎4月7日（水）・21日（水） 午後1時～4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616
（心配ごと相談専用電話）

⑪生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎0493
経済的な問題などの心配ごとについての相談（生活困窮者自立相談支援員が対応）

☎毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317
（生活困窮者自立相談支援専用電話）

⑫こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談（専門医が対応）

☎4月12日（月） 午後1時～2時30分
場保健センター
定2人（電話による事前予約制）

⑬消費生活相談 問商工観光課 ☎0336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談（消費生活相談員が対応）

☎毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場消費生活センター
※受付は商工観光課

⑭内職相談 問商工観光課 ☎0274
内職の求人、求職のあっせん、および相談（内職相談員が対応）

☎毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分
場市民相談室

⑮若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123
若年者（40歳未満、学生・生徒可）の就職、転職、職業能力などについての相談（キャリアカウンセラーが対応）

☎4月7日（水）・21日（水） 午前10時～正午 午後1時～4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人（電話による事前予約制）

⑯教育相談 問教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談（専任教育相談員が対応）

☎毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時
場教育相談所（八条小学校西隣）

⑰家庭児童相談 問子育て支援課 ☎0472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談（家庭児童相談員が対応）

☎毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
場家庭児童相談室

⑱子育て相談 問だいら児童館 ☎999-0321
子育ての不安や悩みごとについての相談（家庭教育アドバイザーが対応）

☎4月22日（水） 午前9時～正午
場だいら児童館（わんぱる）
定3人（電話による事前予約制）

⑲子育てコーディネーター 問乳幼児保健センター ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談

☎毎週月～金曜日 午前10時～午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑳休日・夜間納税相談 問納税課 ☎0330
市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします

☎4月4日（日） 午前9時～午後4時
毎週木曜日 午後5時15分～7時
場納税課